

**SAGA2024佐賀市実行委員会**  
**宿泊衛生専門委員会**  
**第5回弁当部会**

**SAGA**  
**2024**  
国スポ・全障スポ  
**SAGA-CITY**

**日時：令和6年1月22日（月）午前10時～**  
**会場：まるなかビル3階会議室**

SAGA2024佐賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会  
第5回弁当部会 目次

◆ 報 告 事 項

第1号報告 燃ゆる感動かごしま国体の視察報告について ……………	1
第2号報告 SAGA2024国スポ宿泊要項について ……………	4

◆ 協 議 事 項

○ SAGA2024国スポにおける弁当料金について ……………	9
○ SAGA2024国スポにおける弁当容器について ……………	10
○ SAGA2024国スポにおける弁当メニューについて ……………	11

◆ そ の 他

今後のスケジュールについて ……………	12
---------------------	----

( 参 考 資 料 )

資料1 SAGA2024佐賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会名簿 ……	13
資料2 SAGA2024佐賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会設置要項 ……	14
資料3 SAGA2024佐賀市実行委員会会則 ……………	15
資料4 SAGA2024佐賀市実行委員会専門委員会規程 ……………	19

# 「燃ゆる感動かごしま国体」 視察報告について

## 【会期】

会期前：令和5年 9月16日（土）～ 9月24日（日）

本会期：令和5年10月 7日（土）～10月17日（火）



## 弁当



斡旋弁当（体操：新体操）



斡旋弁当（カヌー）



斡旋弁当（体操：新体操）



弁当引換所（ローイング）



冷蔵車（ライフル射撃）



冷蔵車（体操：競技）



弁当ガラの回収所（体操：新体操）

鹿児島市弁当メニュー

**本日のお弁当** **2023**

### 薩摩すもじと鰯そぼろ弁当

鹿児島県産のすもじは、薩摩すもじとして「国産すもじ」があります。「すもじ」は白蜜の女房言葉（女房はすもじ）を意味します。すもじは昔ながらの味付けで、季節の野菜などの食材をたっぷりと盛り、一般家庭の祝い膳として作られてきました。今は具材を小さく切って味付けし、お肉に混ぜて作ります。すもじは酢の代わりには梅酒をたっぷり使い発酵させた「すもじ酢」で、山椒の香をたっぷり染み込ませた大人の贅沢なお弁当です。ぜひ一度味わってみてください。

※仕入れ等により、メニューが変更になる可能性があります。

桜島鶏のハンバーグ	さつまいものがね炙	鹿児島県産鰯の塩しゃぶ	さつまいもの甘露煮 ごぼう入りさつま揚げ
フルーツ	鯛王そぼろご飯	薩摩すもじ	紅白なます
金平ごぼう ブロッコリー			鹿児島県産 茄子の揚げ浸し

鹿児島県心女子短期大学の学生が、メニュー及び弁当箱デザインの考案に協力していただきました。

**本日のお弁当** **2023**

### カンパチ弁当

カンパチは出漁後、産卵するまでの魚です。主にはブランド化された養殖カンパチ、生食用に合せて与える飼料も工夫され、さらばりした脂肪が特徴です。新鮮なカンパチは生・焼・煮、と色々な調理に向きます。今日は、真っ白な鹿児島ブランド産のまぐろご飯に新鮮なカンパチの「短焼き」を盛り込んでいただきます。

※仕入れ等により、メニューが変更になる可能性があります。

筑前煮風	つくね串 ハーフチキン	さつまいもの 天ぷら	フルーツ
昆布巻き 煮豆	白ご飯	カンパチ照り焼き しば漬け	ひじき煮
さつま揚げ 卵焼き			大根なます

鹿児島県心女子短期大学の学生が、メニュー及び弁当箱デザインの考案に協力していただきました。

**本日のお弁当** **2023**

### とん豚かご弁当

鹿児島県産豚を中心に多種類の豚肉メニューを楽しめるお弁当です。薩摩黒豚はブランド化済み、美味しいのはもちろん、食肉のたんぱく質・脂肪のバランスが良く、口の中ですっきりと残る脂肪・体の補正に必要なコラーゲン・抗酸化作用のあるアミノ酸やビタミン類など、質の高い肉質です。栄養豊富な豚のおかずを美味しく味わっていただくことができます。

※仕入れ等により、メニューが変更になる可能性があります。

安納芋 ロールケーキ	紅白なます	一口原ヒレカツ	ポテトサラダ
鹿児島県産 豚の生姜焼き	白ご飯 (おかか・割き枝豆)	白ご飯 (梅干し)	鶏の照焼き
ほうれん草の 胡麻和え			黒豚焼売

鹿児島県心女子短期大学の学生が、メニュー及び弁当箱デザインの考案に協力していただきました。

**本日のお弁当** **2023**

### 桜島鶏照焼き弁当

桜島の魅力を最大限に感じていただくために、その短命の命をつなぐように贈りから生まで一貫した独自の管理体制の中で育てられた肉は、健康志向の強い方にお勧めです。脂肪が少なくたんぱく質が多いので、コレステロールも少なく、赤身でさらばりな食感です。今日のお弁当には鹿児島産の誇る健康食品産物を使った「きびなごの南蛮漬」も添えられています。ぜひ味わってみてください。

※仕入れ等により、メニューが変更になる可能性があります。

鹿児島県産 きびなごの 黒酢南蛮漬	鹿児島県産 豚の塩しゃぶ	人参入りさつま揚げ 卵焼き	ふくれ菓子
紅白なます	白ご飯	桜島鶏の照焼き	山川漬
ブロッコリーと カリフラワーの マリネ			筑前煮

鹿児島県心女子短期大学の学生が、メニュー及び弁当箱デザインの考案に協力していただきました。

2023

### 黒豚コロッケとがね天弁当

がね天「がね」とは鹿児島県中郷のこし、一口で食べれば舌を刺すほどの細子天揚げにして、衣でまみれで揚げた天ぷらです。出来上がったのが響のうらに響えるというこまでしよう。かつまき揚げや人形やインゲンなどを加えて、ボリュームアップも多岐にわたります。焼酎の肴や、おかず、おやつなど大人から子どもまで大好きです。ぜひ味わってみてください。

※仕入れ等により、メニューが変更になる可能性があります。

赤魚照焼き	黒豚コロッケ	がね天	さつま揚げ 伊勢巻き ミニトマト
鹿児島黒豚 ショルダーベーコンの ペンネサラダ	白ご飯 (梅干し)		フルーツ
オクラ胡麻和え		山川漬	

鹿児島県立女子短期大学の学生が、メニュー及び弁当箱デザインの開発に協力してくれました。

2023

### 桜島チキンカツ弁当

桜島のチキンカツは、さばりしてジューシー、きっと楽しんでいただけると思います。鹿児島のお産の鶏肉(白羽)は、産肉性の高い200年の歴史を持つ優秀な品種です。水の中揚げした鶏肉を揚げ、大さな揚げたてのみを先割かせて香ばし、独特の風味と食感が生かされます。今ではタンク揚げが主ですが、家干しの風味も味わえます。ぜひ味わってみてください。

※仕入れ等により、メニューが変更になる可能性があります。

サバ照焼き	桜島鶏の チキンカツ	薩摩芋の天ぷら 胡麻揚げ	さつま揚げ 蓮根金平煮物
鹿児島県産 黒豚餃子		白ご飯 (ごま・梅干し)	フルーツ
春雨酢の物	薩摩すもじ	山川漬	

鹿児島県立女子短期大学の学生が、メニュー及び弁当箱デザインの開発に協力してくれました。

2023

### 鹿児島県産ぶりと鶏めし弁当

鹿児島県「ぶり」は産産日本一、県内各地で栽培されています。冬の魚のぶりは、年中美味しく食べられるようになり、地域によって品種は「ぶりどりどり」が中心となります。生・焼・煮・揚げ、さまざまな料理でも楽しめる「ぶり」。県内の各産地から、旬のぶりを送りました多彩なメニューを用意しています。この機会にぜひメニューを採ってみてください。

※仕入れ等により、メニューが変更になる可能性があります。

鹿児島県産 ぶりの照焼き	桜島鶏の肉団子	奄美郷土料理 鶏飯和え物	黒豚メンチカツ
鹿児島県産鶏脚と オクラの和え物	白ご飯 (黒豚柚子味噌)	鶏めし	ごぼう入り さつま揚げ
げたんは		菜の花のお浸し	

鹿児島県立女子短期大学の学生が、メニュー及び弁当箱デザインの開発に協力してくれました。

令和5年6月6日

令和5年度第1回国民スポーツ大会委員会決定

## SAGA2024国スポ 宿泊要項

### 1 趣旨

この要項は、第78回国民スポーツ大会本大会の正式競技及び特別競技に参加する選手・監督、役員等（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して、必要な事項を定める。

### 2 方針

SAGA2024実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町実行委員会（以下「市町委員会」という。）は、SAGA2024合同配宿本部（以下「合同配宿本部」という。）を設置し、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

### 3 業務の実施

合同配宿本部は、競技団体、佐賀県旅館ホテル生活衛生同業組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿舎の選定、確保及び配宿等に関する業務に当たるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

### 4 宿泊対象者

この要項に定める宿泊対象者は、大会参加者のうち次に掲げる者で合同配宿本部に宿泊申込みのあった者とする。

- (1) 選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、特別招待者、競技会役員、競技役員及び視察員
- (2) 報道員及びその他大会運営に参加する者で、県委員会が宿泊を必要と認めた者

### 5 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保について、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として会場地市町内の旅館等（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所という。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、県内外近隣市町の旅館等及び研修所等の宿泊施設に転用可能な施設を利用する。
- (3) 風紀上、衛生上及び安全対策上等の理由により、支障があると認められる宿舎は利用しない。

## 6 配宿

大会参加者の配宿に当たっては、合同配宿本部が次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場及び練習会場までの交通状況及び環境等に配慮し、都道府県別、競技別、種別及び男女別に考慮して配宿する。
- (2) 選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (3) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一、又は近隣の宿舎に配宿する。
- (4) 1人の宿舎に要する広さは、3.3㎡（2畳）以上とする。

## 7 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。

### (1) 宿泊

宿泊とは、入宿日の15時から出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とするが、1泊朝食、素泊まりも可とする。

### (2) 宿泊料金

宿泊料金は下表の料金範囲内とする。ただし、大会役員等が、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

宿泊対象者	宿泊料金（税抜）			備考
	1泊2食	1泊朝食	素泊まり	
4（1）に掲げる者	3,000円 ～18,000円	2,400円 ～14,400円	2,100円 ～12,600円	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む
4（2）に掲げる者		2,400円 ～14,400円	2,100円 ～12,600円	

※1 1泊2食の宿泊料金は、500円刻みとする。

※2 1泊朝食料金は、1泊2食料金の80%相当額とする。

※3 素泊まり料金は、1泊2食料金の70%相当額とする。

### (3) 入湯税等

入湯税及び宿泊税（導入している県のみ）については、外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

### (4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに4日前までに申し出た場合に限る。ただし、競技の進行状況により、やむを得ず夕食の欠食を申し出る場合は、宿舎と協議の上、決定する。

#### ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から20%を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から10%を控除した額とする。

宿泊対象者	宿泊料金（税抜）	
	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
4（1）に掲げる者	2,400円～14,400円	2,700円～16,200円
4（2）に掲げる者		2,100円～12,600円

(5) 休憩料金

入宿日の15時以前及び出発日の10時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担する。

(7) 宿泊取消料

ア 大会参加の取消し等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は下表のとおりとする。

宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金（税抜）の20%	
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金（税抜）の50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金（税抜）の100%	

(注)・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

・取り消した泊数に関わらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

イ 選手・監督が、競技敗退又は荒天等による競技会会期の短縮決定により、宿泊取消を申し出た場合の宿泊取消料は、前号の定めに関わらず、特例として次のとおりとする。

なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考
競技敗退又は競技会会期短縮による宿泊取消を申し出た当日	100%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。
競技敗退又は競技会会期短縮による宿泊取消を申し出た翌日以降	不要	

ウ 災害等（地震、風水害、感染症等）により、競技会（種目・種別）が中止となった場合は、入宿前後に関わらず、上記アの例によるものとする。

なお、この規定は、大会参加者全てに適用するものとする。

エ 宿泊申込後、変更・取消しの申し出がない場合の取消料は、上記ア、イの定めに関わらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

オ 宿泊取消料は、宿泊責任者（宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。）又は本人が当該宿舎へ支払うものとする。

また、宿泊責任者又は本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

#### (8) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者が、各宿舎の指定する方法により精算する。

ただし、選手・監督及び都道府県選手団本部役員にあつては、出発日に一括精算することができる。

#### (9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、令和6年9月1日（日）15時から令和6年10月16日（水）10時までとする。

ただし、選手・監督、競技会役員及び競技役員においては、原則として、参加する競技の開始日の4日前の15時から、競技終了翌日の10時までとする。

## 8 宿泊の申込み

(1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊事務実施要領（以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して合同配宿本部に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入の上、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日とする。

(2) 選手・監督、都道府県選手団本部役員にあつては、第78回国民スポーツ大会実施要項（以下「大会実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊申込みは認めない。

(3) インターネット等による宿泊申込みは、実施要領に定める申込期限までに行うものとする。

(4) 選手・監督及び都道府県選手団本部役員については、申込期限までに宿泊申込がなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

## 9 宿泊の変更及び取消し

(1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会参加の取消し等の特別な事情のない限

り認めない。

なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会の国体委員会において報告する。

- (2) 入宿前の宿泊人数又は宿泊日程の変更及び取消しについては、実施要領により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに合同配宿本部に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更及び取消しが困難な場合は、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとし、この場合にあっても、速やかに合同配宿本部へ連絡するものとする。

なお、その効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日とする。

- (3) 入宿後の宿泊人数の変更及び取消しについては、宿泊責任者が直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申し出があった日とする。宿舎は、変更及び取消しを受け付けた場合、精算後に合同配宿本部に報告する。

- (4) 合同配宿本部が指定する宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じた全ての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

## 10 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心かつ参加者のパフォーマンスやコンディションに配慮すること。また食材については、SAGA2024の大会期間中に大量調達が可能で、かつ食材費も考慮の上、利用可能なものを選定する。なお、可能な範囲で県産品を活用する。

- (2) 昼食については、大会参加者の希望により、県委員会又は市町委員会が別に定める方法によりあつせんするものとする。

なお、金額については、次のとおりとする。

区分	料金
昼食弁当（お茶を含む）	1,000円以内（税抜）

## 11 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。

- (2) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、開催時の税率を適用するものとする。

## SAGA2024国スポにおける弁当料金について

SAGA2024国スポ宿泊要項（令和5年6月6日 令和5年度第1回国民スポーツ大会委員会決定）により、昼食弁当の料金は、お茶を含めて1,000円以内（税抜）と決定したため、第78回国民スポーツ大会佐賀市弁当調達要項第6条に基づき、弁当（付属品を含む）の料金については、下の表のとおりとする。

種類	SAGA2024国スポ（本大会）	
	幹旋弁当	支給弁当
概要	選手・監督等の申込者から弁当料金を徴収して配布する弁当	大会運営を支える役員や係員等向けに実行委員会が弁当料金を負担して配布する弁当※うち競技会係員（市職員）は料金自己負担
提供対象者	選手・監督、都道府県本部役員、視察員、報道員	大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員、医師・看護師、ボランティア、競技会係員
取扱期間	国スポ開催期間（公式練習日を含む）	
単価(税込)	1,080円	700円
弁当付属品	お茶、割り箸、爪楊枝、お手拭き、持ち運び用袋	
容器等デザイン	外箱のデザインを市実行委員会で作成し、調製施設に提供する。	

## (参考) 先催市の状況

開催市名	幹旋弁当（税込）	支給弁当（税込）
鹿児島市（R5 鹿児島国体）	972円	700円
宇都宮市（R4 栃木国体）	972円	756円
津市（R3 三重国体）	972円	756円

## SAGA 2024 国スポにおける弁当容器について

SAGA 2024 国スポにおいて、SAGA 2024 佐賀市実行委員会が提供する弁当の外箱のデザインについては、既存のバルーンフェスタフォトコンテストにSAGA 2024 国スポ賞を設け、弁当容器にふさわしい作品を選考して採用することとしていました。

令和5年12月17日に2023佐賀インターナショナルバルーンフェスタフォトコンテストの表彰式があり、下記の作品が受賞されました。

今後は、この写真を弁当表紙に採用したデザインを検討し、佐賀の魅力をPRしたいと考えています。

国スポ賞『カラフルなバルーン達』 佐賀市 米田 貢



## SAGA2024国スポにおける弁当メニューについて

SAGA2024国スポにおいてSAGA2024佐賀市実行委員会で調達する弁当については、選定する弁当調製施設の施設規模が様々であり、全施設のメニューを統一した場合、施設ごとに食材の調達、人件費、製造能力が異なるため弁当価格内で製造できない場合も想定されることから、各弁当調製施設の製造能力、人員、輸送時間を考慮し、競技、日程ごとに弁当調製施設を割り振り、競技日程ごとに各弁当調製施設がメニューを考案することとしていました。

弁当調製施設から9月、10月にメニューを考案してもらい、メニュー表の提出をしてもらいましたが、今後、より佐賀らしさを出すためには検討を重ねる期間が必要となったため、宿泊衛生専門委員会への提出を2月から次回開催の5月～7月に変更したいと考えております。

## メニュー考案のスケジュール（案）

- 5月31日(水) 食品衛生講習会、業務説明会（2施設）
- 6月下旬 宿泊衛生専門委員会で二次募集施設の指定（6施設予定）
- 7月中旬 二次募集施設の食品衛生講習会、業務説明会（6施設予定）
- 7月下旬 弁当調製施設会議（担当競技・日程の調整、仕切りの検討）
- 9月～10月 弁当メニューの考案
- 10月下旬 メニュー表の提出
- 11月中旬 弁当調製施設会議（弁当料金、メニューの調整）
- 1月下旬～5月 弁当部会でメニュー表の審議、修正及び再考
- ~~2月下旬~~5月～7月 宿泊衛生専門委員会でメニューの承認

※赤字が修正箇所

今後のスケジュールについて

日程	項目	内容	
令和4年度	2月28日	第2回宿泊衛生専門委員会 (書面開催)	○弁当部会設置要項の決定
	5月11日～ 6月10日	弁当調製施設基礎調査	○市内の弁当調製施設に対し、参加意思の有無や調製能力等についての調査
	8月25日	<b>第1回弁当部会</b>	○弁当調達要項の審議 ○弁当調製施設選考基準の審議 ○弁当調製施設募集要項の審議
	9月27日	第3回宿泊衛生専門委員会 (書面開催)	○弁当調達要項の決定 ○弁当調製施設選考基準の決定 ○弁当調製施設募集要項の決定
	10月3日～ 12月2日	弁当調製施設公募	○弁当調製施設の募集(1回目)
	1月16日	<b>第2回弁当部会</b>	○弁当調製施設の選定について ○弁当調製施設募集(追加)要項について
	2月16日	第4回宿泊衛生専門委員会	○弁当調製施設の指定について ○弁当調製施設募集(追加)要項について
	2月27日～ 4月28日	弁当調製施設公募	○弁当調製施設の募集(2回目)
令和5年度	5月31日	食品衛生講習会、業務説明会	○食品衛生講習会の実施 ○弁当調達業務について(業者説明会)
	6月9日	<b>第3回弁当部会</b>	○弁当調製施設の選定について
	6月	第5回宿泊衛生専門委員会	○弁当調製施設の指定について
	7月	弁当調達業務説明会	○食品衛生講習会の実施 ○弁当調達業務について(業者説明会)
	7月～	各りハーサル大会	○各りハーサル大会における弁当調達業務
	7月～11月	弁当調製施設会議	○弁当メニュー・容器デザイン等の検討
	7月14日	<b>第4回弁当部会(書面開催)</b>	○弁当調製施設の選定について
	1月22日	<b>第5回弁当部会</b>	○弁当料金・容器・メニュー等の検討
	1月25日	第6回宿泊衛生専門委員会	○弁当料金の決定
令和6年度	～5月	<b>第6回弁当部会</b>	○メニュー、箱デザイン、ラベルなど
	5～7月	第7回宿泊衛生専門委員会	○メニュー、箱デザイン、ラベル決定
	6～7月	食品衛生講習会	○食品衛生講習会の実施
	9月～	SAGA2024国スポ	○国スポにおける弁当調達業務

※今後の進捗において、変更がある場合もあります。

(参考資料)



## SAGA2024佐賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会名簿

(順不同・敬称略)

所属団体名	役職	氏名	備考
SAGA2024佐賀市実行委員会事務局	事務局長	鶴 光久	部会長
(公社)佐賀県食品衛生協会佐賀中部支部	副支部長	川原 常宏	副部会長
(公社)佐賀県栄養士会佐賀中部支部	会員	雪正 美和子	
佐賀県佐賀中部保健福祉事務所	衛生対策課 食品衛生担当 係長	杉本 翔太	
佐賀市農林水産部農業振興課	地産地消推進係長	三瀬 孝幸	

合計 5名

【令和4年2月28日 実行委員会第2回宿泊衛生専門委員会決定】

## SAGA2024佐賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、SAGA2024佐賀市実行委員会専門委員会規程第7条の規定に基づき、宿泊衛生専門委員会弁当部会の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(部会の名称及び調査研究事項)

第2条 名称は、SAGA2024佐賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会（以下「部会」という。）とする。

2 部会の調査研究事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 弁当調製施設の選考に関する事。
- (2) 弁当メニューに関する事。
- (3) その他弁当に関する事。

## SAGA2024佐賀市実行委員会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、SAGA2024佐賀市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第78回国民スポーツ大会及び第23回全国障害者スポーツ大会において、佐賀市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

## 第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (2) 佐賀市を代表する者
- (3) 佐賀市議会を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、佐賀市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名する者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 第5項の規定にかかわらず、会長が必要と認めたときは、書面により総会を開会することができる。この場合において、賛否等を表明した委員を出席委員とみなす。

(常任委員会)

- 第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長及び副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
  - 3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
  - 4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
  - 5 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
  - 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
    - (1) 総会から委任された事項に関すること。
    - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託又は委任に関すること。
    - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
    - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
  - 7 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。
  - 8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
  - 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
  - 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、こ

れを専決処分することができる。

- 2 会長は前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

#### 第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、佐賀市に帰属するものとする。

#### 第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この会則は、令和元年6月3日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年10月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、令和2年11月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この会則の施行の際現に第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれSAGA2024佐賀市実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとみなす。

## S A G A 2 0 2 4 佐賀市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、S A G A 2 0 2 4 佐賀市実行委員会会則（令和元年6月3日施行）第13条第3項の規定に基づき、S A G A 2 0 2 4 佐賀市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称並びにS A G A 2 0 2 4 佐賀市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからS A G A 2 0 2 4 佐賀市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会

を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。

3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年8月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月2日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画 専門委員会	1 開催推進総合計画に関する事 2 広報及び市民運動に関する事 3 観光及び接伴に関する事 4 他の専門委員会に属さない事項に関する事。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事。
競技式典 専門委員会	1 競技に関する事。 2 式典に関する事。 3 施設に関する事。 4 その他競技式典に関する事。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事。
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関する事。 2 医事及び衛生に関する事。 3 その他宿泊衛生に関する事。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事。
輸送交通 専門委員会	1 輸送及び交通に関する事。 2 消防及び警備に関する事。 3 その他輸送交通に関する事。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事。